

# 岩泉町水道事業経営戦略

団 体 名 : 岩泉町

事 業 名 : 岩泉町水道事業

策 定 日 : 平成 28 年 8 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 令和 8 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給水

供用開始年月日	昭和 31 年 4 月 1 日	計画給水人口	6,450 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(全部) 令和2年4月1日より法適 (簡易水道経営統合)	現在給水人口	6,250 人
		有収水量密度	0.223 千 $m^3$ /ha

#### ② 施設

水源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input checked="" type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施設数	浄水場設置数	11	管路延長	166.85 千m
	配水池設置数	37		
施設能力	6,044 $m^3$ /日	施設利用率	70.78 %	

#### ③ 料金

料金体系の 概要・考え方	用途別基本料金と単一型従量料金を組み合わせた二部料金制を採用している。 (税抜)					
	用途	基本料金		従量料金		
		基本水量	料金	水量	料金	
	計量専用 栓	一般用	10 $m^3$	1,780円	1 $m^3$ につき	180円
		工業用	100 $m^3$	17,860円	1 $m^3$ につき	210円
		浴場用	200 $m^3$	11,610円	1 $m^3$ につき	180円
臨時用		-	-	1 $m^3$ につき	270円	
私設消火栓(演習用)	1栓10分間	3,950円	-	-		
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 13 年 4 月 1 日					

#### ④ 組織

本町の水道事業については、上下水道課、水道室が所管している。

組織構成			
課長(企業出納員)	1名	主任	1名
水道室長(水道技術管理者)	1名	主事	1名
副主幹	1名	検針員(会計年度任用職員)	12名
主査	1名		

### (2) これまでの主な経営健全化の取組

維持管理水準の向上とコスト削減を図るため、民間の技術力やノウハウが活かせる業務に関して、包括的民間委託の導入等の取り組みについて費用対効果を検証しながら進めている。

### (3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙経営比較分析表のとおり。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 給水人口の予測

過去10年間の実績、国立社会保障・人口問題研究所から公表されている地域別将来推計人口、町人口ビジョンを基に推計し給水人口を予測した。給水人口は年々減少する見込みとなっている。

年 度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
給水人口(人)	6,424	6,302	6,277	6,240	6,226	6,193	6,174	6,149	6,132	6,100

### (2) 水需要の予測

給水口や有収水量等の傾向を踏まえて用途別の1日平均有収水量、有収率、負荷率を推計し、1日平均給水量、1日最大給水量、1人1日平均給水量、1人1日最大給水量を予測した。給水人口の減少に加えて節水意識の高まりや節水機器等の普及等により、水需要は減少傾向にある。

年 度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
一日平均給水量	4,191	3,765	3,724	3,503	3,315	3,146	2,998	2,866	2,747	2,631
一人一日平均給水量	652	597	593	561	532	508	486	466	448	431
一日最大給水量	4,982	4,152	6,044	5,685	5,380	5,113	4,869	4,658	4,464	4,274
一人一日最大給水量	776	659	963	911	864	826	789	758	728	701

### (3) 料金収入の見直し

給水人口及び使用水量の減少に伴い、料金収入は減少していくことが想定されることから、事業運営に必要な経費を確保するため水道料金の改定を検討する。

### (4) 組織の見直し

簡易水道事業の統合に伴う地方公営企業法の適用を踏まえ、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組んでいくとともに、民間委託の導入と事務事業の見直し、今後見込まれる事業量等を踏まえて適切な人員の確保が必要である。

## 3. 経営の基本方針

- ・水需要の動向に適切に対応した施設の整備、管理体制の充実、技術の向上に取り組み、給水サービスの向上に努める。
- ・安全・安心な水が供給できるよう適正な水質管理と施設管理に努める。
- ・効率的かつ効果的な事業運営を推進するため、事務事業の見直しや組織のスリム化を図り、適正な職員配置に努める。
- ・コスト削減を徹底するとともに、民間事業者への業務委託を拡大し民間活力の導入を図る。
- ・災害発生時における危機管理体制を強化し、水道施設の機能維持・早期復旧に努める。

## 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	・施設整備の必要性と経営に与える影響を検証し、効率的かつ計画的な実施に努める。 ・施設の更新にあたっては、事業費の平準化に努めるとともに、施設の耐震化を併せて実施し、水の安定供給を図る。

老朽管路の更新のため、平成29年度に大川簡易水道の配水管布設替工事(統合簡易水道事業)を実施する。  
平成29年度に岩泉簡易水道の給水区域内の下岩泉地区及び小本簡易水道の給水区域内の南中野地区において配水管が布設されていない地域に配水管を布設する工事を実施する。  
令和3年度から令和5年度までの期間、有芸簡易水道における浄水施設及び配水管等の老朽施設の更新工事を実施する。  
令和6年度から令和8年度までの期間、二升石簡易水道における浄水施設及び配水管等の老朽施設の更新工事を実施する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の節減に取り組むとともに、財政支出に見合った料金水準の適正化を図るため、水道料金の改定に取り組む。</li> <li>・事業運営の基礎となる水道料金の収納率の向上を図る。</li> </ul>
-----	--

水道料金:年度別の有収水量推計に平成27年度の供給単価を乗じて計上。  
 企業債:補助対象事業費から補助金を控除した額を計上。  
 繰入金:地方公営企業繰出金基準に基づき、企業債元利償還金分、高料金対策分、児童手当分及び基準外繰入となる赤字補填分(平成29年度)を計上。  
 国庫補助金:簡易水道再編推進事業における「統合簡易水道事業」が、平成29年度も継続されることから、対象となる事業に関して補助対象事業費の1/3、4/10を計上。  
 その他:令和3年度以降の建設改良費の財源は企業債と国庫補助金(補助対象事業費の1/3)を見込んで計上。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

直近5年間の平均値、平成27年度の決算額及び平成28年度の予算額等により推計。  
 企業債の元利償還金は、既発債分及び新規発行を見込む分の元利償還額を計上。  
 事務事業の見直しや今後見込まれる事業量等を踏まえて職員数を削減。  
 各種経費の効果を検証して支出の抑制を図る取り組みを進める。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。  
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	水道事業等広域連携検討連絡会議において、ブロック別の広域化に関する検討を進めている。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	-
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	-
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	-
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	-
その他の取組	-

② 財源についての検討状況等

料 金	事業の健全な経営を確保する水準となるよう適宜検証を行う。
企 業 債	-
繰 入 金	-
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	-
その他の取組	施設更新を行うにあたり、補助事業制度を効果的に活用して財源の確保を図る。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年度進捗管理を行うとともに、3～5年ごとに見直しを図る。なお、地方公営企業法の適用後に、法適化を踏まえた内容の見直しを図るものとする。
-------------------------	--

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
		(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
収益的収入	1 総 収 益 (A)	228,857	191,770	188,126	178,866	189,571	185,414	186,172	185,978	174,200	161,211	150,887	140,247		
		(1) 営 業 収 益 (B)	158,392	153,599	149,726	145,937	158,320	155,374	151,506	147,733	144,449	140,470	136,980	133,584	
		ア 料 金 収 入	158,266	153,486	149,613	145,824	158,207	155,261	151,393	147,620	144,336	140,357	136,867	133,471	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	126	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	
		(2) 営 業 外 収 益	70,465	38,171	38,400	32,929	31,251	30,040	34,666	38,245	29,751	20,741	13,907	6,663	
		ア 他 会 計 繰 入 金	31,227	29,303	32,159	30,772	31,241	30,030	34,656	38,235	29,741	20,731	12,530	4,998	
	イ そ の 他	39,238	8,868	6,241	2,157	10	10	10	10	10	10	1,377	1,665		
	2 総 費 用 (D)	157,840	148,418	145,653	118,067	122,306	121,304	119,275	115,137	112,768	110,653	105,850	104,997		
		(1) 営 業 費 用	132,720	126,752	123,109	97,210	103,380	104,453	104,749	102,778	102,466	102,195	98,520	98,520	
		ア 職 員 給 与 費	16,001	27,004	23,220	15,480	15,480	15,480	15,480	15,480	15,480	15,480	15,480	15,480	
		うち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	116,719	99,748	99,889	81,730	87,900	88,973	89,269	87,298	86,986	86,715	83,040	83,040	
		(2) 営 業 外 費 用	25,120	21,666	22,544	20,857	18,926	16,851	14,526	12,359	10,302	8,458	7,330	6,477	
ア 支 払 利 息		25,120	21,666	22,544	20,857	18,926	16,851	14,526	12,359	10,302	8,458	7,330	6,477		
うち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	71,017	43,352	42,473	60,799	67,265	64,110	66,897	70,841	61,432	50,558	45,037	35,250			
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	353,666	228,156	234,149	76,564	83,413	92,528	127,170	122,066	118,504	213,002	210,465	203,959		
		(1) 地 方 債	176,800	78,800	100,800				18,000	18,000	18,000	70,000	70,000	70,000	
		うち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	88,689	79,132	100,153	75,848	82,690	91,799	99,441	94,337	90,775	107,273	104,736	98,230	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	83,937	42,567	32,480				9,000	9,000	9,000	35,000	35,000	35,000	
	(6) 工 事 負 担 金	864	716	716	716	723	729	729	729	729	729	729	729		
	(7) そ の 他	3,376	26,941												
	2 資 本 的 支 出 (G)	427,793	267,820	280,732	132,565	143,698	159,424	191,492	187,020	182,078	245,941	240,918	225,660		
		(1) 建 設 改 良 費	291,569	132,872	146,695				33,255	33,255	33,255	111,095	111,095	111,095	
		うち 職 員 給 与 費	9,449	11,404	6,095				6,095	6,095	6,095	6,095	6,095	6,095	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	136,224	134,948	134,037	132,565	143,698	159,424	158,237	153,765	148,823	134,846	129,823	114,565	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 74,127	△ 39,664	△ 46,583	△ 56,001	△ 60,285	△ 66,896	△ 64,322	△ 64,954	△ 63,574	△ 32,939	△ 30,453	△ 21,701			

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
区 分												
収支再差引 (E)+(I) (J)	△ 3,110	3,688	△ 4,110	4,798	6,980	△ 2,786	2,575	5,887	△ 2,142	17,619	14,584	13,549
積立金 (K)	6											
前年度からの繰越金 (L)	12,241	490	4,178	68	4,866	11,846	9,060	11,635	17,522	15,380	32,999	47,583
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	9,125	4,178	68	4,866	11,846	9,060	11,635	17,522	15,380	32,999	47,583	61,132
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	8,636											
実質収支黒字 (P)	489	4,178	68	4,866	11,846	9,060	11,635	17,522	15,380	32,999	47,583	61,132
(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	78	68	67	71	71	66	67	69	67	66	64	64
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	158,392	153,599	149,726	145,937	158,320	155,374	151,506	147,733	144,449	140,470	136,980	133,584
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	2,023,024	2,021,777	1,994,040	1,861,475	1,717,777	1,558,353	1,418,116	1,282,351	1,151,528	1,086,682	1,026,860	982,294

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
区 分												
収益的収支分	31,227	29,303	32,159	30,772	31,241	30,030	34,656	38,235	29,741	20,731	12,530	4,998
うち基準内繰入金	30,129	28,652	29,781	28,387	28,946	27,873	32,767	36,609	28,373	19,609	11,638	4,341
うち基準外繰入金	1,098	651	2,378	2,385	2,295	2,157	1,889	1,626	1,368	1,122	892	657
資本的収支分	88,689	79,132	100,153	75,848	82,690	91,799	99,441	94,337	90,775	107,273	104,736	98,230
うち基準内繰入金	36,891	39,863	63,550	42,457	44,427	47,541	57,467	60,061	58,954	83,029	80,360	73,870
うち基準外繰入金	51,798	39,269	36,603	33,391	38,263	44,258	41,974	34,276	31,821	24,244	24,376	24,360
合 計	119,916	108,435	132,312	106,620	113,931	121,829	134,097	132,572	120,516	128,004	117,266	103,228

# 経営比較分析表

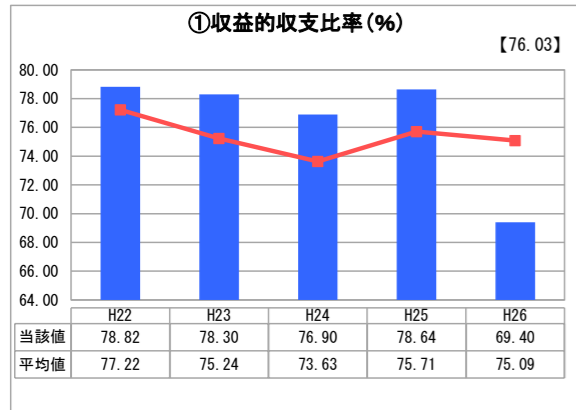
岩手県 岩泉町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	71.25	3,860

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
10,277	992.36	10.36
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
7,246	30.85	234.88

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[ ]	平成26年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



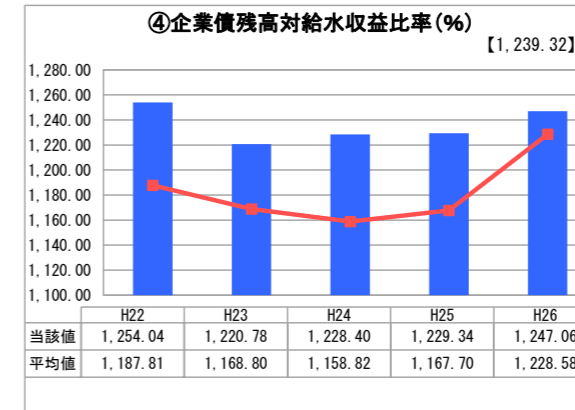
「単年度の収支」



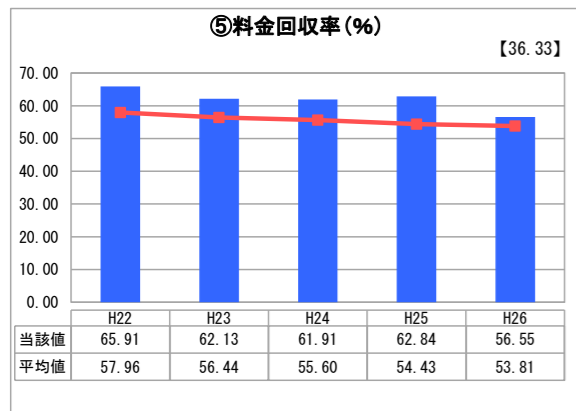
「累積欠損」



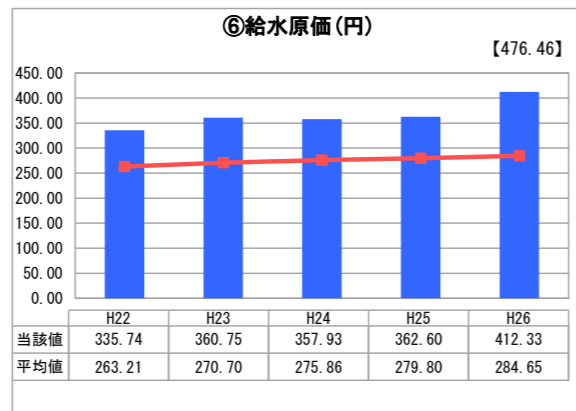
「支払能力」



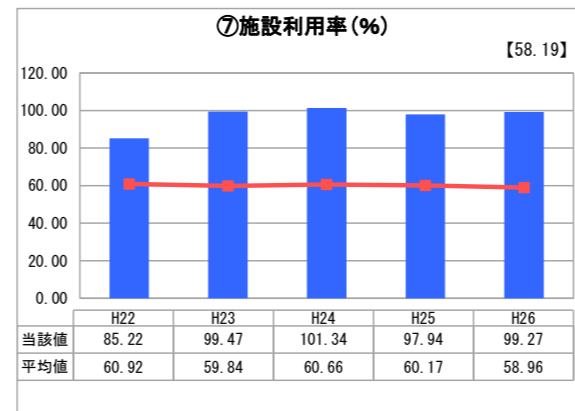
「債務残高」



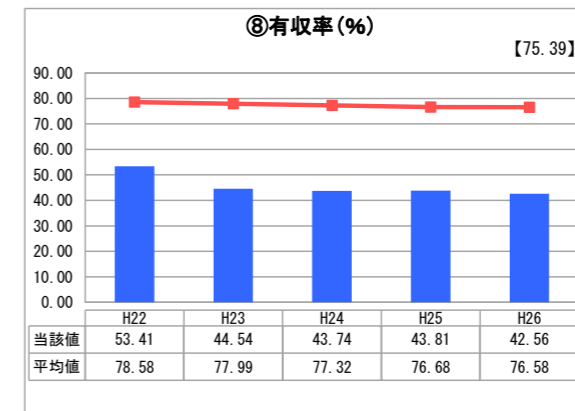
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「供給した配水量の効率性」

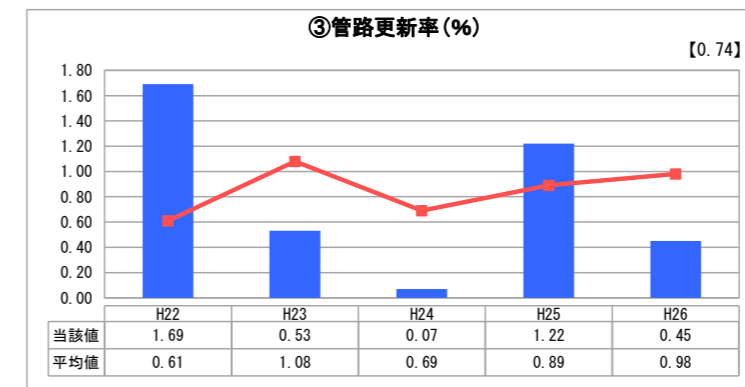
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率や企業債残高対給水収益比率については、多少のバラツキはあるものの、類似団体平均値や平成26年度全国平均と大差ないと言える。しかしながら、今後も給水収益を上げたり、一般会計からの繰入を少なくしたりする努力は必要であると考える。

また、施設利用率が高い一方で給水原価が高く有収率が低い。これは主に管路の老朽化による漏水に起因しているものであることから、引き続き各施設の管路更新を行う必要がある。

### 2. 老朽化の状況について

当町の管路更新率は、類似団体平均値よりやや低い状況にあり、また、年度毎のバラツキも大きい。バラツキの原因としては、年度によっては管路だけでなく浄水装置等の更新に多額の費用を充てたり、事業年度の節目だったりというような場合もある。

いずれにしても、当町にはまだまだ更新が必要な水道施設があることから、必要な費用を確保しながら、今後も計画的な管路更新等の施設更新に努めていきたい。

### 全体総括

当町の水道事業で特に問題としなければならないのは、有収率の低さと管路更新を中心とした老朽化対策であるとする。これらの改善策として、長年据え置かれている水道料金の値上げをすることで、より適正な料金設定を行うことと、計画的に管路更新等の施設更新を行うことが必要である。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。